

<div data-bbox="188 282 718 349" style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center;"> 補助第83号線（十条Ⅲ期）の整備における 高低差処理及び用地測量に係る説明会 </div> <div data-bbox="327 443 577 472" style="text-align: center;"> 令和7年8月29日・30日 </div> <div data-bbox="391 481 513 517" style="text-align: center;"> 東京都 </div> <div data-bbox="715 674 740 712" style="text-align: right; font-size: 24pt; font-weight: bold;"> 1 </div>	<p>これより、「補助第83号線（十条Ⅲ期）の整備における高低差処理及び用地測量に係る説明会」を開催します。</p>
<div data-bbox="148 804 296 833" style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> 本説明会の趣旨 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日は、本線西側の宅地における高低差処理に係る事業手法の選定結果と補助第83号線（十条Ⅲ期）全線における用地測量の実施についてご説明します。 ・ 本線西側の宅地における高低差処理に係る事業手法の選定結果については、主に本線より西側の宅地の方を対象に、手法選定結果やスケジュール等について、ご説明します。 ・ 用地測量については、主に都市計画線がかかる方とその後背地の方を対象に、実施内容やスケジュール等について、ご説明します。 <div data-bbox="710 1420 740 1458" style="text-align: right; font-size: 24pt; font-weight: bold;"> 2 </div>	<p>最初に、本説明会の趣旨について、ご説明します。</p> <p>本日は、本線西側の宅地における高低差処理に係る事業手法の選定結果と、補助第83号線（十条Ⅲ期）全線における用地測量の実施について、ご説明します。</p> <p>本線西側の宅地における高低差処理に係る事業手法の選定結果については、主に本線より西側の宅地の方を対象に、手法選定結果やスケジュール等について、ご説明します。</p> <p>用地測量については、主に都市計画線がかかる方とその後背地の方を対象に、実施内容やスケジュール等について、ご説明します。</p>
<div data-bbox="255 1550 469 1585" style="background-color: #00796b; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 本日の説明項目 </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要 2. これまでの経緯 3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 5. 今後のスケジュール <div data-bbox="710 2054 740 2092" style="text-align: right; font-size: 24pt; font-weight: bold;"> 3 </div>	<p>本日も説明する項目は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要 2. これまでの経緯 3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 5. 今後のスケジュール の5項目です。

本日の説明項目

1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要

2. これまでの経緯
3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量
5. 今後のスケジュール

4

はじめに、「補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要」について、ご説明します。

1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要

【補助第83号線とは】

- 北区滝野川二丁目～北区赤羽西三丁目
- 延長約2.6kmの都市計画道路

【今回の対象区間（十条Ⅲ期）】

- 環状第7号線～JR埼京線高架下
- 延長約490m、幅員20～30m



5

補助第83号線は、北区滝野川二丁目から北区赤羽西三丁目に至る、延長約2.6キロメートルの都市計画道路です。

今回の説明で対象とする区間は、環状第7号線の北側からJR埼京線の高架下までの、約490メートルの区間です。

補助第83号線の整備状況については、環状第7号線より南側の区間で、2期に分けて事業を行っており、十条Ⅰ期区間の延長約640メートルは、平成21年度から、十条Ⅱ期区間の延長約410メートルは、平成26年度から事業に着手しています。

補助第83号線を整備することにより、災害時の安全な避難路や緊急車両の通行路が確保されるなど、防災性が向上します。

1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要

横断面図（イメージ）



6

こちらは、十条Ⅲ期区間の横断面図のイメージです。

車道は現況と同じく片側1車線で両側に歩道と自転車通行空間を計画します。

なお、詳細な横断構成は、今後の関係機関等との協議により決定されます。

本日の説明項目

1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要
- 2. これまでの経緯**
3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量
5. 今後のスケジュール

7

次に、「これまでの経緯」について、ご説明します。

2. これまでの経緯

補助第83号線（十条Ⅲ期）については、これまで、以下のとおり検討を進めてきました。

令和5年7月	・事業概要及び測量説明会
令和5年11月、12月	主に本線西側宅地の方を対象に実施 ・高低差処理に係る説明会 ・個別説明会 ・意向調査
令和6年6月、7月	・オープンハウス ・バスツアー（田端地区の見学会）
令和7年1月～3月	・高低差処理に係る説明会（その2） ・オープンハウス、個別相談会 ・意向調査



8

令和5年7月には、「事業概要及び測量説明会」を開催し、事業概要や高低差処理などについてご説明しました。

その後、主に本線西側宅地の方を対象に説明会等を開催しており、令和5年11月、12月には、「高低差処理に係る説明会」を開催し、高低差や地域課題を合わせて解決する事業手法として土地区画整理事業についてご説明するとともに、「個別説明会」や「意向調査」を実施しました。

令和6年6月、7月には、令和5年度に実施した意向調査や個別説明会にていただいたご意見を踏まえ、オープンハウス、バスツアーを開催し、東京都が提案した土地区画整理事業の内容についてご説明しました。

令和7年1月、2月、3月には、「高低差処理に係る説明会（その2）」を開催し、高低差処理の手法として、土地区画整理事業案に加え、副道整備案についてご説明するとともに、「オープンハウス」「個別相談会」「意向調査」を実施しました。

2. これまでの経緯

十条Ⅲ期区間の現状

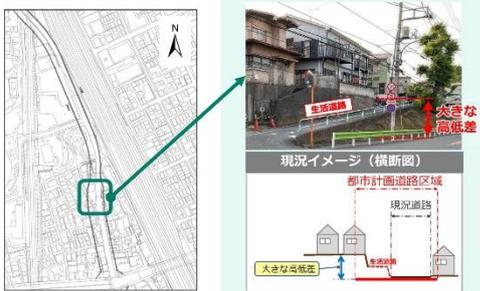


9

十条Ⅲ期区間の現状について、振り返ります。環状第7号線との交差点は、右折車線がなく渋滞が発生しています。また、自転車通行空間もないため、自転車と車が混在しています。さらに、歩道が狭いことから、すれ違うために車道を歩いてしまうことや、自転車が歩道を通行してしまうこともあり、歩行者の安全性の確保が課題となっています。

2. これまでの経緯

十条Ⅲ期区間の課題



10

このことから、十条Ⅲ期区間の早期整備が必要ですが、現況道路と宅地との高低差が大きい場所では、補助第83号線を整備することで、現況イメージのように宅地や生活道路と補助第83号線との間で大きな高低差が発生するという課題があります。

2. これまでの経緯

～高低差処理に係る説明会（その2）（令和7年1月開催）～

高低差処理に係る事業手法のご説明

土地区画整理事業案



11

この高低差による課題を解決する方法として、令和7年1月に実施した「高低差処理に係る説明会（その2）」において、土地区画整理事業案と副道整備案をご提示しました。

土地区画整理事業案については、その特徴として広範囲で大規模な宅地造成（盤下げ）を実施する必要があること、本線への接続はすべて既存の生活道路において維持できること、権利者数が多く、全員の一時移転が必要となること、事業期間が副道整備案と比べ、比較的長いことなどについてご説明しました。

副道整備案については、その特徴として西側宅地の地盤高は現在のままであること、本線への接続は1箇所に限られること、権利者数が少ないものの、地区外移転が必要となること、事業期間が土地区画整理事業案と比べ、比較的短いことなどについてご説明しました。

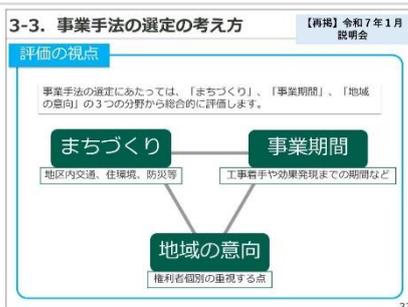
本日の説明項目

1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要
2. これまでの経緯
- 3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定**
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量
5. 今後のスケジュール

12

次に、「高低差処理（西側宅地）の事業手法選定」について、ご説明します。

3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定



まちづくり、事業期間、地域の意向の3つの分野の評価について、それぞれご説明いたします。

13

令和7年1月に実施した、「高低差処理に係る説明会（その2）」において、事業手法の選定にあたっては、「まちづくり」、「事業期間」、「地域の意向」の3つの分野から総合的に評価することをお伝えしました。

この3つの分野の評価について、順番にご説明します。

3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 ～まちづくりに関する評価～

土地区画整理事業案	副道整備案
地区内交通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の全ての生活道路から補助第83号線への接続が維持される ・ 全ての生活道路が4mに幅広され、歩行者や自転車などがより安心して通行できるようになる ・ 私道が公道化される 	地区内交通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道路から補助第83号線への接続は1箇所に限定される ・ 生活道路は現状4m未満の幅員のまま ・ 私道は権利者による管理のまま
住環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区画整理範囲内では広い範囲で盤下げが必要となる ・ 生活道路の一部は、現状よりも勾配が大きくなる ・ 視線をさえぎる電柱や電線がなくなり、良好な景観が形成される 	住環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西側宅地の地盤高は現状のまま ・ 生活道路は現状の道路勾配のまま ・ 補助第83号線と西側宅地で高低差が発生し、擁壁が連続する
防災 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両の走行路や災害時の避難路を確保できる ・ 無電柱化や生活道路の整備により、緊急車両等の走行性が向上し、防災機能が強化される 	防災 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西側宅地は現状のまま（生活道路の幅員、電柱、緊急車両の走行性など） ・ 補助第83号線への接続が一箇所に限定されるため、一部では災害時における避難経路が長くなる

14

まず、まちづくりに関する評価です。まちづくりにおいては、「地区内交通」、「住環境」、「防災」の3つの視点で整理しています。地区内交通の視点では、土地区画整理事業案は、全ての生活道路から補助第83号線への接続が維持されることなどの特徴があります。

一方、副道整備案は、生活道路から補助第83号線への接続が1箇所に限定されてしまうことなどの特徴があります。

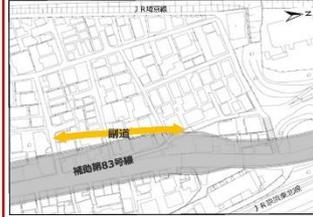
次に住環境の視点では、土地区画整理事業案は、広い範囲で盤下げが必要となること、一部の生活道路では、現状よりも勾配が大きくなることなどの特徴があります。

一方、副道整備案は、西側宅地の地盤高や生活道路の勾配が現状のままとなり、擁壁が連続することなどの特徴があります。

最後に防災の視点では、土地区画整理事業案は、緊急車両の走行路や災害時の避難路が確保されることなどの特徴があります。

一方、副道整備案は、西側宅地は現在のまとなること、補助第83号線への接続が一箇所に限定されるため、一部では災害時における避難経路が長くなることなどの特徴があります。

3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 ～事業期間に関する評価～

土地区画整理事業案	副道整備案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲で大規模な宅地造成を行う必要があるため、事業期間が長くなる ・ 区画整理範囲内の権利者全員が一時移転するための期間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副道整備範囲における用地の確保に必要な期間を要するが、街路事業と一体的に施行できるため、事業期間は土地区画整理事業案よりも短い 

15

次に、事業期間に関する評価です。

土地区画整理事業案では、広範囲で大規模な宅地造成を行う必要があるため事業期間が長くなること、区画整理範囲内の権利者全員が一時移転するための期間を要することなどの特徴があります。

副道整備案では、副道整備範囲における用地の確保に必要な期間を要するものの、街路事業と一体的に施行できるため、事業期間は土地区画整理事業案よりも短いことなどの特徴があります。

3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 ～地域の意向に関する評価～

意向調査の集計情報

【対象範囲】 土地区画整理事業案もしくは副道整備案の区域内
 【対象者数】 106名（土地もしくは建物登記に係る所有名義人）

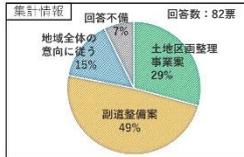
選択した主な理由

土地区画整理事業案

- ・緊急車両の走行路や災害時の避難路を確保できるため
- ・電柱や電線がなくなり、良好な景観が形成されるため
- ・生活道路が4mに拡幅されるため

副道整備案

- ・土地区画整理事業案より整備期間が短いため
- ・移転する必要がないため
- ・補助第83号線への接続は1箇所で支障がないため



16

最後に地域の意向に関する評価です。土地区画整理事業案もしくは副道整備案の区域内に、土地又は建物登記にかかる所有名義人の方を対象に、高低差処理の手法として、土地区画整理事業案又は副道整備案のどちらの事業手法がより望ましいか、意向調査を実施したところ、右下の円グラフのとおり、「土地区画整理事業案」が29%、「副道整備案」が49%、「どちらでもよいので、地域全体の意向に従う」が15%となりました。

併せて、事業手法を選んだ理由について、土地区画整理事業案では、「緊急車両の走行路や災害時の避難路を確保できるため」、「電柱や電線がなくなり、良好な景観が形成されるため」、「生活道路が4 mに拡幅されるため」といった理由が主に選択されました。

一方、副道整備案では、「土地区画整理事業案より整備期間が短いため」、「移転する必要がないため」、「補助第83号線への接続は1箇所支障がないため」といった理由が主に選択されました。

3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 ～3つの分野における総合的な評価～

まちづくり 土地区画整理事業案が区域全体の防災性や生活道路の利便性の向上などの面で有効

事業期間 副道整備案が主に広範囲で大規模な宅地造成や一時移転を要しないことなどの面で有効

地域の意向 事業手法に係る意向調査において、副道整備案が49%、土地区画整理事業案が29%のほか、地域全体の意向に従うが15%

以上より、「まちづくり」、「事業期間」、「地域の意向」の3つの分野において、総合的に評価した結果、高低差処理の手法として副道整備案を選定いたします。

17

ここまでご説明した、まちづくり、事業期間、地域の意向の3つの分野における評価をまとめますと、まちづくりでは、土地区画整理事業案が区域全体の防災性や生活道路の利便性の向上などの面で有効となります。

事業期間では、副道整備案が主に広範囲で大規模な宅地造成や一時移転を要しないことなどの面で有効となります。

地域の意向では、事業手法に係る意向調査において、副道整備案が49%、土地区画整理事業案が29%のほか、地域全体の意向に従うが15%となりました。

以上より、「まちづくり」、「事業期間」、「地域の意向」の3つの分野において、総合的に評価した結果、高低差処理の手法として副道整備案を選定いたします。

3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 ～副道整備案における課題～



18

次に、副道整備案における課題について、ご説明します。

令和7年1月に実施した高低差処理に係る説明会（その2）でお示した副道線形のイメージは図中の黄色矢印のとおりですが、図中の赤丸箇所の区道の幅員が約2.7メートルと狭隘であり、車両の通り抜け・すれ違いが難しく、地域の防災性や交通利便性に課題があります。

3. 事業手法の選定 ～整備の方向性～

従来ご提示していた副道①の区間に加え、副道②の区間において拡幅・隅切り整備を行い、一体の副道として整備することで、骨格となる区道を整備し、交通機能を改善するとともに、緊急時における緊急車両の通行路及び避難路を確保し、防災性を向上させる



19

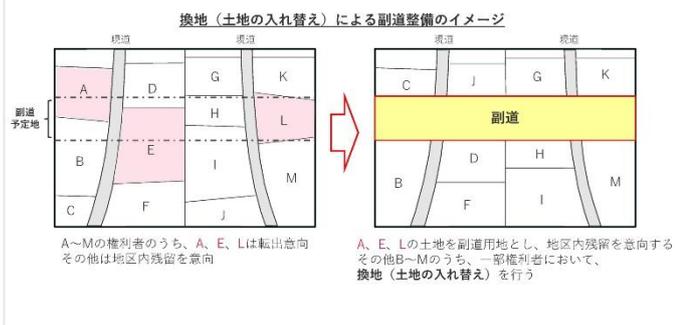
次に、整備の方向性について、ご説明します。

前段の課題を踏まえると、図でお示しのとおり、従来ご提示していた副道①の区間に加え、副道②の区間において拡幅・隅切り整備を行い、一体の副道として整備を行う必要があります。

これにより、骨格となる区道を整備し、交通機能を改善するとともに、緊急時における緊急車両の通行路及び避難路を確保し、防災性を向上させます。

3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 ～換地（土地の入れ替え）の活用～

副道の整備に当たっては、区画整理による換地（土地の入れ替え）の活用を検討していく



20

次に、換地（土地の入れ替え）の活用の検討について、ご説明します。

副道の整備に当たっては、地区内残留も可能な区画整理による換地の活用を検討していきます。

換地による副道整備のイメージを下の図のとおりお示しします。

例えば、左の図のようにアルファベット A さんから M さんまでの権利者がいる場所で副道を整備する計画がある場合に、権利者のうちピンクのハッチがかかった A さん、E さん、L さんが転出意向、そのほか地区内残留の意向だったとします。

その場合、右の図のとおり、転出意向の A さん、E さん、L さんの土地を副道用地とし、地区内残留の意向があるそのほか B さんから M さんのうちの一部権利者の土地を換地することで、地区内残留を図りながら副道を整備できる可能性があります。

3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定 ～副道線形のイメージについて～

副道の線形のイメージについて、お示しします。今後、主に黄色ハッチの方を対象に、あらためて状況を把握するための調査を実施します。



※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等と協議のもと固めていきます。

21

以上を踏まえ、副道線形のイメージについて、お示しします。

なお、副道の整備にあたっては広範囲で大規模な宅地造成を伴わない形で、換地の活用を検討しながら、副道を計画していきます。

また、正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等と協議のもと固めていきます。

今後、図中の黄色ハッチの方を対象に、あらためて状況を把握するための調査を実施します。詳細については後ほどご説明します。

本日の説明項目

1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要
2. これまでの経緯
3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定
- 4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量**
5. 今後のスケジュール

22

次に、「補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量」について、ご説明します。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～用地測量の対象範囲～ 都市計画道路の整備範囲について、用地測量を実施します



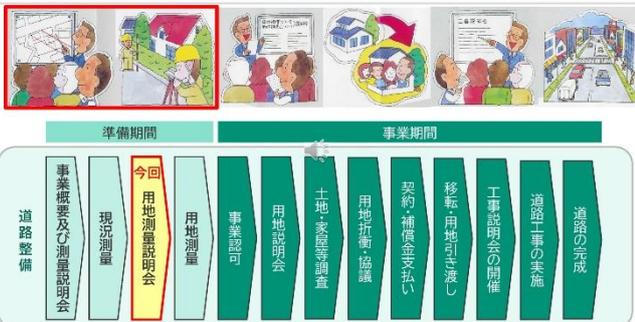
※測量のご協力をお願いするのは、都市計画線にかかる方とその後背地の方です

23

今回の用地測量は、これまでご説明させていただいた事業手法に関する範囲ではなく、図にお示した、都市計画道路補助第83号線の整備範囲について実施します。

実際に測量のご協力をお願いするのは、都市計画線にかかる方とその後背地の方で、測量を実施する会社から事前にお声がけさせていただきます。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～道路整備の流れ～



24

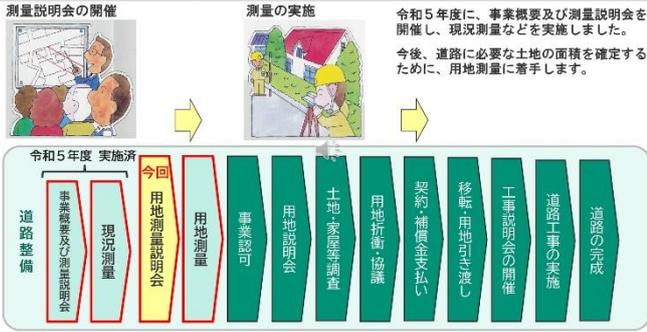
用地測量の詳細についてご説明する前に、都市計画道路を整備する場合の一般的な流れをご説明します。

先ほどの範囲の都市計画道路を整備するにあたっては、準備期間と事業期間の大きく2つの段階に分けられます。

準備期間は、皆様のご協力をいただきながら測量作業などを進めてまいります。

その後の事業期間は、事業認可を取得して用地の取得や工事などを行います。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～道路整備の流れ～



25

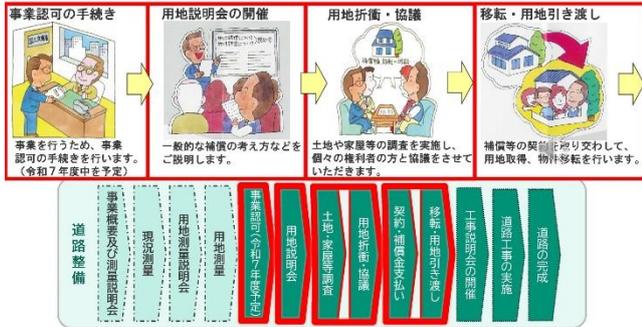
準備期間に相当するのが、赤枠で表示している部分です。

令和5年度に、事業概要及び測量説明会を開催し、皆様のご協力をいただきながら、道路や建物の位置などを測量し地形図を作成する現況測量などを実施しました。

今回、図の黄色部分にあたる用地測量説明会を開催させていただくこととなり、今後、道路に必要な土地の面積を確定するために用地測量に着手します。

なお、用地測量につきましては、後ほど詳しくご説明します。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～道路整備の流れ～



26

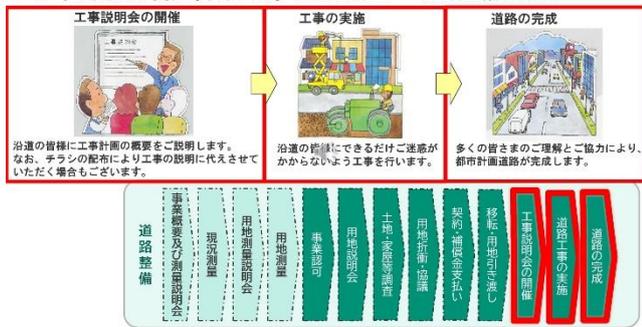
用地測量を実施した後、事業を行うため、都市計画法にもとづき事業認可の手続きを行います。この手続きは、令和7年度中に行う予定としています。

その後、道路整備に必要な用地を取得するため、用地説明会を開催して一般的な補償の考え方などをご説明させていただきます。

その後、土地や家屋等の調査を実施し、その結果をもとに個々の権利者の方と協議をさせていただきます。

そして、補償等の契約を取り交わして、用地取得、物件移転を行います。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～道路整備の流れ～



27

用地の取得・物件の移転が終わりましたら、工事を実施します。

工事の着手にあたっては、工事説明会を開催し、沿道の皆様に工事計画の概要をご説明します。

なお、チラシの配布により工事の説明に代えさせていただきます場合もございます。

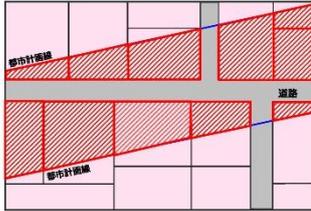
説明後、工事を実施します。工事の施工に際しましては、沿道の皆様にご迷惑がかからないよう工事を行います。

多くのみなさまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～用地測量の流れ～

用地測量とは

土地や境界などについて調査、測量し、用地取得等に必要な資料、図面を作成
→ 下図の赤斜線範囲のような、道路に必要な土地の面積が確定



28

次に、用地測量について詳しくご説明します。
用地測量とは、土地や境界などについて調査、測量し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成することです。

この測量により、下の図の赤斜線範囲のような道路に必要な土地の面積が確定します。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～用地測量の流れ～

用地測量の流れ

①境界を確認するための資料収集、現地事前調査（境界標示物の確認、敷地内測量）
※境界に関する資料をお持ちでしたら、ご提供をお願いすることもあります



②現地に境界標示物がない場合、資料に基づき検討した位置に仮の杭等で標示



③境界を確認するための現地立会い（公共用地、私有地） ※ひとつの敷地ごと



④都市計画線の位置を表す杭等の設置 → 道路に必要な土地の面積が確定

※この間、ご了承をいただいたうえで何度か皆様の敷地内に立ち入りをさせていただきます。

29

用地測量の流れですが、
まず、①境界を確認するための資料収集、現地の事前調査を行い、境界標示物の有無の確認、敷地内の測量等をさせていただきます。

境界に関する資料をお持ちでしたら、ご提供をお願いすることもあります。

次に、②現地に境界標示物がない点について、資料に基づき検討した位置に仮の杭等で標示させていただきます。

その後、③ひとつの敷地ごとに境界を確認するための現地立会いを行い、

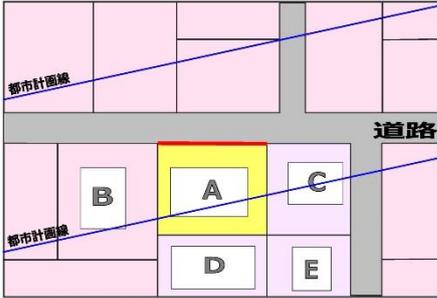
その後、④都市計画線の位置を表す杭等の設置を行うことで、現地での作業が完了し、道路に必要な土地の面積が確定します。

なお、この間、ご了承をいただいたうえで、何度か皆様の敷地内に立ち入りをさせていただきます。

ご協力の程、よろしく申し上げます。

次のスライド以降、図の青枠でお示しした③の境界を確認するための現地立会いと、④の都市計画線の位置を表す杭等の設置の詳細についてご説明します。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～公共用地と私有地との境界を確認する手順～



30

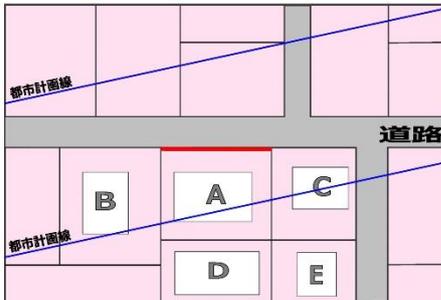
先ほどご説明した、境界を確認するための現地立会いについて手順をご説明します。
まず、現在ある道路等の公共用地と私有地との境界を確認する手順です。

今回はAさんの境界を確認する手順についてご説明します。

画面上のAさんが道路と接している部分について、道路を管理している北区、もしくは東京都と、Aさんとで、現地で立ち会っていただき、境界を確認していただきます。

この立会いにより、赤い線で示した箇所が道路との境界線となります。

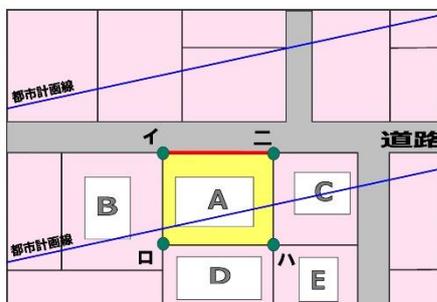
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～私有地と私有地との境界を確認する手順～



31

次に、私有地と私有地との境界を確認する手順についてご説明します。

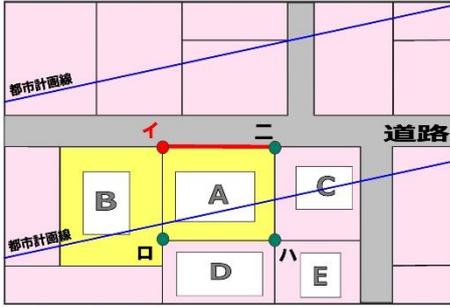
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～私有地と私有地との境界を確認する手順～



32

例えばAさんのお宅の場合、イ、ロ、ハ、ニ、の4つの境界点を確認していただく必要があります。

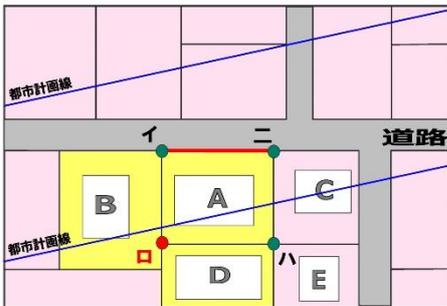
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～私有地と私有地との境界を確認する手順～



33

イの境界点につきましては、AさんとBさんの立会いが必要となります。

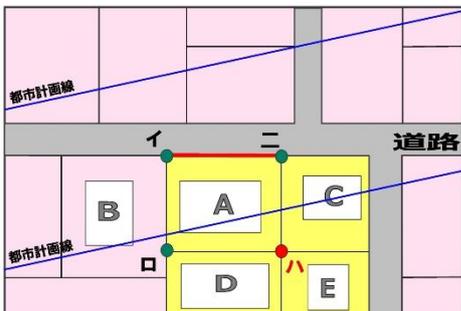
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～私有地と私有地との境界を確認する手順～



34

ロの境界点は、Aさん、Bさん、Dさんの立会いが必要となります。

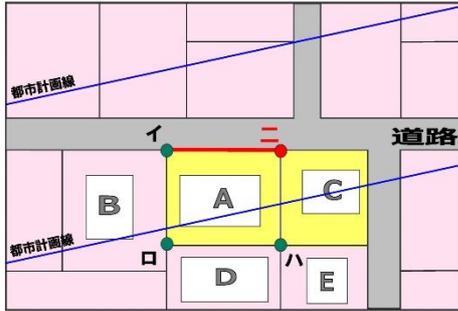
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～私有地と私有地との境界を確認する手順～



35

ハの境界点は、Aさん、Dさん、Eさん、Cさんの立会いが必要となります。

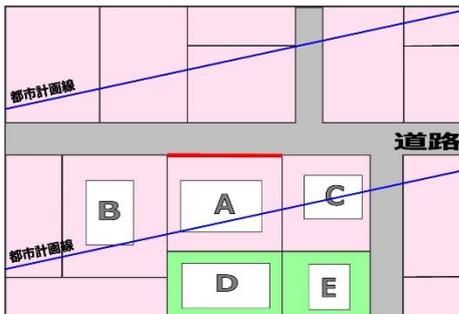
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～私有地と私有地との境界を確認する手順～



36

この境界点につきましては、AさんとCさんの立会いが必要となります。

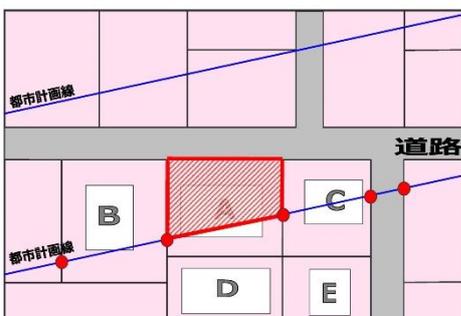
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～私有地と私有地との境界を確認する手順～



37

ここで、Dさん、Eさんについては、用地取得の対象にはなっていませんが、Aさん、Bさん、Cさんの私有地の面積を確定するために、立会いが必要となりご協力をお願いすることになります。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～都市計画線の位置を表す杭等の設置～



38

次に、都市計画線の位置を表す杭等の設置についてご説明します。

お立会いをいただき、境界点を確認できた後、土地所有者の方の同意の上、都市計画線と土地の境界が交差する位置に仮の杭や鉾を設置させていただきます。

この測量作業が終了し、用地を取得させていただくAさんの土地の面積が確定します。

以上が、境界を確認するための現地立会いと、都市計画線の位置を表す杭等の設置に関する作業の流れとなります。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～境界立会いの通知について～

土地の境界確認の際には、土地を所有する皆様との立会いが必要

立会いをお願いする10日から2週間程前に、右のような立会い依頼状を郵送

立会い時、この依頼状と印鑑（認印）が必要

境界をご確認いただけましたら、立会い証明書等に署名、捺印をいただきます

当初の立会い日時は、東京都第一市街地整備事務所にて、仮に設定させていただきますが、ご都合のつかない場合には、個別に調整させていただきます



39

次に、土地の境界の確認の際には、土地を所有する皆様との立会いが必要となります。立会いをお願いする10日から2週間ほど前に、画面に表示しておりますような立会い依頼状を郵送させていただきます。

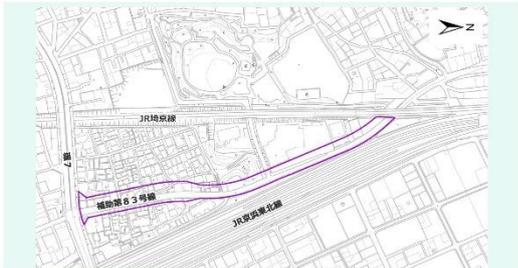
お立会いの際にはこの依頼状と印鑑が必要となります。

境界をご確認いただけましたら、立会い証明書等に署名、捺印をいただきます。

誠に恐縮ですが、当初の立会い日時は東京都第一市街地整備事務所にて仮に設定させていただきます。

お仕事の関係などによりご都合のつかない場合には、個別にご連絡を頂ければ立会い日時を調整させていただきます。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～測量業者のご紹介～



東京都が委託した「株式会社日測」が測量を行います

40

次に、実際に用地測量を行う測量業者をご紹介します。

図に示す都市計画道路の整備範囲に関する土地について、東京都が委託しました「株式会社日測」が用地測量を行います。本日、皆様の右手に控えております。どうぞよろしくお願ひします。

4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量 ～測量業者のご紹介～

- ・測量作業中、皆様方の敷地内に立ち入りをさせていただきます
- ・事前にお知らせのチラシを配布させていただきます、立ち入りの際には必ずお声がけします
- ・測量を行う作業員は、身分証明書と腕章を携帯します

みなさまのご協力を何卒よろしくお願いいたします



41

また、これら一連の測量作業中、皆様方の敷地内に何度か立ち入りをさせていただきます。

測量作業を行う際は事前に測量のお知らせのチラシを配布させていただきます、立ち入りの際には、必ずお声掛けしますので、ご協力よろしくお願ひします。

測量を行う作業員は、画面に示しております、東京都が発行した身分証明書を常に携帯し、代表者は腕章を着用して作業を行ってまいります。

皆様のご協力を何卒よろしくお願ひします。

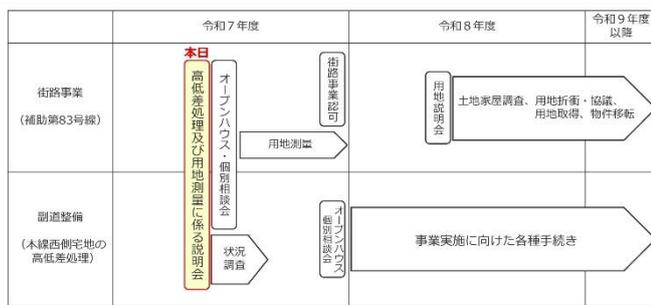
本日の説明項目

1. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の計画概要
2. これまでの経緯
3. 高低差処理（西側宅地）の事業手法選定
4. 補助第83号線（十条Ⅲ期）の用地測量
5. 今後のスケジュール

42

最後に、「今後のスケジュール」について、ご説明します。

5. 今後のスケジュールについて



43

上段の補助第83号線の街路事業については、本日の説明会后、用地測量を実施します。

また、今年度末に街路事業の認可を予定しており、令和8年度には用地説明会を実施し、順次、土地家屋調査等に着手する予定です。

下段の本線西側宅地の高低差処理に伴う副道整備については、本日の説明会后、個別相談会とオープンハウスを開催するとともに、あらためて状況を把握するための調査を実施します。

また、副道整備に関する検討を進めたうえで、年度内に再度個別相談会、オープンハウスを開催する予定です。詳細については、開催時期が近づきましたら、別途ご案内します。

令和8年度以降には、副道整備に向けた各種手続きを順次、行う予定です。

5. 今後のスケジュールについて

個別相談会・オープンハウスのご案内

【目的】

本日のご説明のフォローアップ

【日程】

対象日程	完全予約制	予約不要
9月1日(月)	個別相談会	オープンハウス
9月2日(火)	13:00～20:00	13:00～17:00
9月4日(木)		
9月5日(金)		
9月6日(土)		
9月9日(火)	10:00～20:00	10:00～17:00
9月10日(水)		
9月11日(木)		
9月12日(金)		
9月13日(土)	10:00～17:00	



【会場】

中十条3・4丁目町会会館

※開催時刻等の詳細については、送付済みの個別相談会・オープンハウスの案内状をご覧ください

個別相談会、オープンハウスのご案内です。本日のご説明のフォローアップを目的として、個別相談会、オープンハウスを実施します。

日程は表に記載のとおり、9月1日(月)～9月13日(土)のうちの10日間です。個別相談会は完全予約制としており、オープンハウスは予約不要でご参加いただけます。会場は中十条3・4丁目町会会館です。詳細については、送付済みの個別相談会・オープンハウスの案内状をご覧ください。

44

5. 今後のスケジュールについて

状況調査のご案内

【目的】

権利者の皆様に関する状況の把握

【対象】

主に右図黄色ハッチ内において、土地・建物の権利をお持ちの方

【スケジュール】

調査票発送：8月29日(金)

回答期限：9月30日(火)



※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等と協議のもと固めていきます

最後に状況調査のご案内です。

主に図中の黄色ハッチにおいて、土地・建物の権利をお持ちの方を対象に、あらためて状況を把握するための調査を実施します。調査票は本説明会終了後に対象者の方へ郵送します。

45



本日のご説明は以上となります。

皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

46